



寒 人 第 50 号

令和8年 6月18日

寒川町特別職報酬等審議会委員 様

寒川町長 木 村 俊 雄



寒川町議会議長等の報酬月額及び町長等の給料月額について（諮問）

寒川町議会議長、議会副議長及び議会議員の報酬月額並びに寒川町長、副町長及び教育委員会教育長の給料月額について、諸般の情勢から検討の必要があると思慮いたしますので、寒川町特別職報酬等審議会条例の規定に基づき諮問いたします。